

文京区住居表示事務取扱基準

28文区区第2155号平成29年3月29日 区長決定

第1 趣旨

この基準は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）、街区方式による住居表示の実施基準（昭和38年自治省告示第117号。以下「自治省告示」という。）、文京区住居表示に関する条例（昭和39年7月文京区条例第34号。以下「条例」という。）及び文京区住居表示に関する条例施行規則（昭和39年7月文京区規則第31号。以下「規則」という。）に基づき区が行う住居表示事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 通則

この基準に定めがあるものを除くほか、区の住居表示の実施に関し必要な事項は、自治省告示の定めるところによる。

第3 住居表示の方法

区は、住居表示の方法として法第2条第1号の街区方式を選択する。

第4 町割り及び町名

1 町の境界

町の境界は、道路、がけ、河川、水路等によって定めるものとする。

2 町の規模

町の規模は、当該地域における旧字境、隣接地域の状況、用途地域、人口、家屋の密度、地形等を勘案し、街区の数及び町地域の均衡を考慮した上で、適当な規模に定めるものとする。

3 町名

- (1) 町名は、従来の町名に準拠し、当該地域における歴史、伝統又は文化の上で由緒ある名称で親しみ深いもの、語調のよいもの等から、当該地域の住民との協議を踏まえて、選択採用する。
- (2) 原則として常用漢字を用いる等、読みやすく簡明なものとする。
- (3) 同一町名は採用せず、類似町名等紛らわしい町名は避ける。

第5 街区割り及び街区符号

1 街区の境界

- (1) 街区の境界は、道路、がけ、河川、水路等によって定めるものとする。
- (2) 街区の境界を私道によって定める場合には、当該私道が一般の通行の用に供されており、容易に変更されないものに限る。
- (3) (1)及び(2)により街区の境界を定めようとする場合において、その街区の規模が広

大で単位として適当でない認められるときは、その街区内の恒久的な施設を利用して境界を定めることができる。

(4) (1)及び(2)により街区の境界を定めようとする場合において、その街区の規模が狭小で単位として適当でない認められるときは、隣接する街区と合わせて1つの街区とすることができる。

(5) 条例第2条に規定する街区の区域の新設、廃止又は変更にあたっては、将来における地域計画等に十分留意するものとする。

(6) 条例第2条の規定による街区の区域の新設、廃止又は変更に係る関係書類の保存期間は、長期とする。

2 街区の規模

街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び該当地域における家屋の密度の状況を勘案して、次のとおり定める。

(1) 街区の面積は、概ね3,000㎡から5,000㎡までを標準とする。

(2) 街区の周囲は1km以内で、住居番号の基礎となる番号（以下「基礎番号」という。）が3桁にならないよう配慮する。

3 街区符号の付番

(1) 街区符号は、算用数字を用いて町ごとに順序よく付番する。

(2) 街区符号の起点は、原則として都心に近い街区とする。

(3) 街区符号の配列は、右廻り連続蛇行式とする。

第6 住居番号

住居番号は、住居表示台帳として作成される図面にに基づき設定された基礎番号によって、規則別表第一に規定する建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に付けるものとする。

1 基礎番号の付け方

(1) 基礎番号の起点は、原則として都心に近い角を起点とする。

(2) 街区の角が曲線の場合には、起点に近い適当な点を定める。

(3) 基礎番号は、起点から右回りに街区の境界線を概ね15mごとに区切った間隔（以下「フロンテージ」という。）に順次付番していく。

(4) 街区の一辺において、フロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは当該端数部分を直前のフロンテージに加える。

2 住居番号の付け方

(1) 住居番号は、原則として以下の基礎番号をもって付定する。

ア 建物等の主要な出入口（2つ以上存するときは、区長が指定する出入口。以下同じ。）が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号

イ 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に直接面していない場合は、そ

の建物等から当該道路へ続く主要な通路が、街区の境界線と接しているところに付けられている基礎番号

ウ 建物等の主要な出入口又は通路の中心が基礎番号の境目に当たる場合は、若い数字の基礎番号。ただし、同じ住居番号の建物等が1つ以上ある場合は、その実情に応じて定める。

エ イの場合において、主要な通路が街区の境界となる道路へ2箇所以上接している場合は、原則として建物等から一番近い街区の境界線と当該通路が接しているところに付けられている基礎番号

(2) 原則として、1つの建物等に対し、1つの住居番号とする。

(3) 建物等が区界に建てられている場合においても、(1)の規定により住居番号を付定する。ただし、区長が特別な事情があると認めたときは、当該区界により隣接する区と協議を行うものとする。

3 建物等の新築（新設）の届出

規則第4条の規定により、建物等の新築又は新設を届け出るときは、規則別記様式第2号に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 1階（主要な出入口のある階）平面図

(4) 各階平面図（分譲又は概ね30戸以上の集合住宅（以下「中高層建物」という。）の場合）

(5) 地積測量図（土地の分筆又は合筆を伴う場合）

(6) その他区長が必要があると認めた書類

4 住居番号の変更等の申し出

規則第5条の規定により、住居番号の付定、変更又は廃止を申請するときは、規則別記様式第3号に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 案内図

(2) 付定、変更又は廃止があった階の平面図

(3) 付定、変更又は廃止があった建物を管理する者の同意書（中高層建物の場合）

(4) その他区長が必要があると認めた書類

5 決定通知の再交付

住居番号を付定、変更又は廃止したことを証明する場合は、規則第6条第2項の通知に、再交付と明記した上で再交付する。ただし、当該付定、変更又は廃止に係る申請書の保存期間内に限る。

第7 住居表示の仕方

住居表示の仕方は、次の例による。

東京都文京区△△ ○丁目 ○番 ○○号
町名 街区符号 住居番号

第8 住居表示の特例

1 中高層建物における特例

(1) 住居表示の仕方

中高層建物で、構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所等の用途に供するもののうち各戸番号をつける必要があるものは、次の例のとおり基礎番号と各戸番号を併せて住居番号とする。この場合において、各戸番号は原則3桁以上とし、一定の基準により順序よく付けるものとする。

東京都文京区△△ ○丁目 ○番 ○ - ○○○号
町名 街区符号 基礎番号 各戸番号
住居番号

(2) 地階の各戸番号

地階に各戸番号をつける必要がある建物等について、地階の各戸番号の先頭にアルファベットのBを付すことで地上階の各戸番号と区別するものとする。ただし、斜面等に立てられた半地階の存する建物等において、地階を事実上の1階とみなす場合はこの限りでない。

(3) メゾネット式の各戸番号

メゾネット式の共同住宅においては、出入口のある階に事実上部屋が存在しないなど、特殊構造による場合は個別に相談に応じるものとし、混乱が生じないように一定の基準により順序良く付番をする。

(4) 変則的な各戸番号

ア 届出又は申請を行った者（以下「申請者等」という。）の要望により忌み番号等に欠番を設ける場合は、建物等ごとに一定の基準で統一することを条件として認めるものとする。

イ 既に住居番号を付定した建物等において忌み番号等に欠番を設ける旨の要望があった場合は、当該建物等全体で統一すること並びに当該建物等の所有者（管理者）及び関係する居住者全員の書面による同意があることを条件として認めるものとする。

ウ 個々の特別な事情や建物等の特殊構造により各戸番号がやむを得ず変則的になる場合は、個別に区と協議をさせ、調査した上で住居番号の付定又は変更をする。この場合において、区は、申請者等に対して規則に規定する申請書類一式のほか、各戸番号が変則的となる具体的な理由を書面により提出させるものとする。

(5) 同一フロアに主要な出入口をもつ中高層建物が複数生じることとなる場合

は、新たに建設される中高層建物に可能な限り既存建物と異なる基礎番号を付して区別する。ただし、やむを得ない場合においては基礎番号と各戸番号を併せて住居番号とした上で、新築される中高層建物の名称を方書きとして記載する。

2 団地における特例

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構その他の法人が1街区以上の街を構成する規模を持った一団の土地に集団的に住宅を建設又は建設しようとする地域（以下「団地」という。）における街区割り、住居番号の付け方及び住居表示の仕方については、以下のとおりとする。

(1) 街区割り

ア 団地設計の特殊性を考慮して、幅員おおむね4 m以上の道路（一般交通の用に供するものに限る。）によって画された区域を持って1街区とする。

イ 団地における特例での付定を行う場合には、原則として同一街区内に団地設計によらない他の建物等が混在していない場合とする。ただし、団地と他の建物等が混在している街区で、やむを得ず団地に棟番号を付定する場合は他の建物等と重複しないように留意した上で一定の基準により順序良くつけるものとする。

(2) 住居番号の付け方及び住居表示の仕方

次の例のとおり団地の棟番号と各戸番号を併せて住居番号とする。

東京都文京区△△	○丁目	○番	○	—	○○○号
	町名	街区符号	棟番号		各戸番号
					住居番号

3 複数の住居番号の付定

以下の場合においては、必要に応じて複数の住居番号を付けることができるものとする。

- (1) 同一建物等において、上層階と下層階が建物内で分かれており行き来ができない建物等の構造で、主たる出入口がそれぞれ別があり、その出入口のフロンテージがそれぞれ違う場合
- (2) 同一建物等において、右半分と左半分が建物内で分かれており行き来ができない建物等の構造で、主たる出入口がそれぞれ別があり、その出入口のフロンテージがそれぞれ違う場合

第9 住居表示の実施後の諸手続

1 住居表示旧新対照表及び住居表示新旧対照表

住居表示の実施においては、区は、住居表示旧新対照表及び住居表示新旧対照表（以下「対照表」という。）を、住居表示を実施した区域ごとに作成し、これを保管する。

2 住居表示に関する行政証明

住居表示に関しては、以下のとおり証明書を交付することができる。

(1) 住居表示証明書

ア 住居表示の実施による住居表示実施前の住所から住居表示実施後の住所への変更の証明は、住居表示証明申請書（別記様式第1号）により申請するものとする。

イ アの規定により申請があった場合において、住居表示証明申請書に記載された内容が対照表又はその他公的書類により確認できるときは、住居表示証明書（別記様式第2号）を発行するものとする。この場合において、当該発行に係る手数料は無料とする。

(2) 町丁名変更証明書

(1)で規定する住居表示証明書の発行ができない場合は、文京区における一般行政証明の取扱いについて（昭和38年1月12日文総発第8号区長通達）の規定により、必要に応じて一般行政証明として町丁名変更のみの証明書を発行することができる。この場合においては、文京区事務手数料条例（昭和33年4月文京区条例第9号）別表23の部の規定により、一件につき手数料300円を徴する。

第10 住居表示台帳

法第9条第1項の住居表示台帳は、以下のとおり原則として付近の状況がわかるように街区ごとに作成し、保管する。

1 様式

住居表示台帳は、原則として500分の1の縮尺とし、縮尺3000分の1の都市計画図を基礎として街区ごとに作成する。

2 記載事項

町名、街区符号、基礎番号、住居表示を必要とする建物等及び主要な出入口から道路までの通路を記載し、隣接の街区の境界線、街区符号等を記入する。

第11 表示板の設置

町名及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）、街区符号及び住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）並びに町名を記載した表示板（以下「町名表示板」という。）は、次のとおり設置する。

1 街区表示板の設置場所及び様式

(1) 街区表示板は、歩行者及び諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近における塀、標柱等適当な箇所に取り付ける。この場合において、原則として街区表示板の下端が地上からおおむね1.6mの高さになるようにする。

(2) 街区表示板の寸法は、縦660mm、横120mmとする。

(3) 文字及び数字の書体は、以下のとおりとする。

ア 区名及び町の名称に使用する文字の書体は、中角ゴシック体を用いる。

イ 街区符号及び住居番号の表示に使用する数字は、アラビア文字とする。

ウ ローマ字及び数字の書体はユニバース・メデュウムを用いる。

(4) 街区表示板は視認度が高い2色をもって構成し、文字数字は白色とし、地色は暗い黄緑(5GY5/5.5)とする。

(5) 街区表示板は、容易に腐朽及び退色しない材質のものとする。

2 住居番号表示板及び町名表示板の設置場所及び様式

(1) 住居番号表示板の設置場所は、条例第4条第1項及び規則第7条に定めるところによる。

(2) 住居番号表示板の寸法は、規則別表第2に定めるところによることとし、数字の書体、色彩及び材質については街区表示板に準ずる。

(3) 町名表示板の設置場所は、住居番号表示板に準ずる。

(4) 町名表示板の寸法は、縦60mm、横60mmとし、数字の書体、色彩及び材質については街区表示板に準ずる。

3 表示板の取替え

(1) 街区表示板の破損等の申出があった場合は、無料で補修又は取替作業を行う。

(2) 住居番号表示板又は町名表示板の破損等の申出があった場合は、無料で交付する。

第12 委任

この基準に定めるもののほか、この基準を実施するために必要な事項は、区民部長が別に定める。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

住居表示証明申請書

氏名・名称又は 施設の名称			
住居 居所 施設の 場所	の表示	実施前	文京区 番地
		実施後	文京区 丁目 番 号
住居表示の実施期日		昭和 年 月 日	
<p>住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">文京区長 殿</p>			

証明番号 文 証第 号
 発行年月日

割 印

住居表示証明書

氏名・名称又は 施設の名称			
住居 居所 施設の 場所 } の表示	実施前	文京区	番地
	実施後	文京区	丁目 番号
住居表示の実施期日		昭和	年 月 日
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。			
年 月 日			
申請者 住所			
氏名			
文京区長		殿	

上記のとおり相違ないことを証明する。

文証第 号
年 月 日

文京区長

